

役員を選任年齢に関する規程

平成 16 年 3 月 25 日理事会承認

(総 則)

第 1 条 社団法人建築設備技術者協会（以下「当社団」という。）の役員を選任年齢については、この規程の定めるところによる。

(選任年齢)

第 2 条 役員を選任時年齢は、次の各号の年齢以下とする。

- 一、新任の常勤役員 65 歳
- 二、再任の常勤役員 70 歳
- 三、非常勤役員 75 歳

2 役員に選任しようとする者の知識及び経験が当社団の業務運営上特に必要であり、例外的に扱うべき理由があると判断される場合は、前項の規定にかかわらず、常勤役員にあっては 75 歳、非常勤役員にあっては 80 歳までの者を選任することができる。

(雑 則)

第 3 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。